

高松国税局職員選考採用 (自動車運転手、係員級)

高松国税局では、以下の要領にて選考による自動車運転手の募集を行います。

1 職種及び職務内容

- (1) 国家公務員 財務技官（自動車運転手）
- (2) 幹部職員の送迎、一般職員の送迎、荷物の運搬、自動車の管理点検・清掃・窓口業務及びP Cによる簡単な入力業務などの任に当たります。

2 応募資格

- (1) 高等学校卒業以上の学歴を有する者
- (2) 普通自動車免許取得者であり、次のいずれかの要件を満たす者が望ましい。
 - イ 官公庁等における自動車の運転業務経験のある者
 - ロ 一般乗用旅客自動車等の運転業務の経験のある者又はそれに準ずる運転業務の経験があると認められる者
- (3) ワード、エクセル等を用いた資料作成等の事務処理能力を有する者
- (4) 協調性があり、チームワーク良く業務を遂行できる者
- (5) 次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - イ 日本の国籍を有しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ハ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ニ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ホ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - ヘ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

3 採用予定人数

1名

4 採用予定日

令和8年4月1日

5 勤務地

高松国税局（高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎）

6 給与

- (1) 採用時の俸給（基本給）は、学歴、経歴等を勘案して「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）に基づき決定されます。また、基本給に当たる俸給については、行政職俸給表（二）が適用されます。
- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。
 - ・扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当

7 勤務条件

- (1) 勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。
- (2) 休暇は、年 20 日の年次休暇（4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日付与され、残日数は 20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

8 選考日程、選考方法及び試験地

- (1) 第一次選考：経歴評定
応募時に提出いただいた履歴書及び職務経歴書により行います。
なお、第一次選考の結果通知は、郵送にて行います。
第一次選考合格発表：令和 7 年 12 月 16 日（火）
- (2) 第二次選考：作文試験、技能審査、個別面接及び身体検査
令和 8 年 1 月中旬に実施します（試験日は第一次選考合格者に個別にお知らせいたします。）。
第二次選考は高松国税局（高松市天神前 2 番 10 号 高松国税総合庁舎）で行います。

9 応募方法

- (1) 受付期間：令和 7 年 11 月 10 日（月）から令和 7 年 12 月 8 日（月）まで
（必要書類を郵送で提出する場合は、令和 7 年 12 月 8 日（月）までに必着）
- (2) 提出書類
①履歴書 1 通（写真貼付）、②職務経歴書 1 通、③自動車運転免許証の写し、④運転記録証明書（過去 5 年）。
（注）運転記録証明書については、自動車安全運転センターが発行したものとしませんが、時間的制約により期限内の提出が困難な場合には、職務経歴書の最後に「過去 5 年間における事故・違反歴」という項目を設けた上で、適宜その内容・状況を記載し、入手し次第提出してください。
- (3) 提出先（照会先）
〒 760-0018
高松市天神前 2 番 10 号
高松国税局総務部会計課総務係（担当：笠井）
TEL 087-831-3111 内線 253
（注）郵送の際、封筒の表に「自動車運転手応募」と朱書きし、必ず書留もしくは追跡可能な書類宅配等を利用してください。

10 その他

- (1) 履歴書については、市販の様式で結構ですが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。
- (2) 応募により取得した個人情報、運転手採用手続の目的以外に利用することはありません。
- (3) 採用内定者は、内定後速やかに、過去に在職した会社等の在職証明書等の必要書類を提出いただきます。